

### 第3回 熊本市教育行政審議会

#### <議事録>

日時：令和8年（2026年）1月26日（月）9:30～12:30

場所：熊本市教育センター4階大研修室

- 1 開 会
- 2 審 議
  - (1) 前回のまとめについて
  - (2) 具体的な対応について
- 3 報 告
  - 答申の進捗管理について
- 4 諸 連 絡
- 5 閉 会

#### 1 開 会

～事務局説明 省略～

#### 【出川会長】

皆さんおはようございます。

年が明けて、こどもがこどもへの暴力をしているということで、学校内外だったと思いきや、SNSでとても広がって、いじめと言われていますけれども、そこについて大人が、真剣に取り組まなければならないというのを改めて感じました。

今回、第3回目の熊本市教育行政審議会でも、いじめのポイントの3個目と4個目を議論させていただきます。皆様方の活発なご意見と、スムーズな進行にご協力をお願いして、始めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

#### 2 審 議

#### 【出川会長】

それでは審議に入ります。

本日は前回の審議についてまとめをした後に、前回同様、具体的な事例をもとにポイントを絞って、より深く審議していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それではまず、前回の審議のまとめについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【教育改革推進課 須佐美審議員】

～前回まとめ説明 省略～

【教育改革推進課 須佐美審議員】

参考資料 1 に関しまして、神内委員より追加や補足がございましたらお願いいたします。

【神内委員】

神内です。参考資料 1 なんですけれども、前回の審議会が終わった後に、議論の中でちょっと気になったことがあったので、それを追加させていただきました。

主な点は、最初書いてある、前回検討しました事例 1 の方ですね。これは確かに大きな事件だったのですが、最初のきっかけが、7月に消しゴムを無くしたという児童からの申告が教員にあったと。ただ、それをもって初期対応が重要だというような議論なのですが、そうした議論が本当に重要かどうか、ケースバイケースで考えていかなければならないんじゃないかというのが、その時ちょっと感じたことです。

というのは、やっぱり無くしたものについても着目しなければならないのかなと思っていて、例えば「靴が無くなりました」とか「筆箱が無くなりました」と言うと、結構重要だと思うんですね。こうしたものが無くなるとなると、教員として重要性を感じないのは、問題あるかと思うんですけども、消しゴム 1 個無くした、というのは、そういうケースとはだいぶ違う気がするんですね。その辺りのところの、軽さ重さというか、そういう表現がいいかどうかわからないですけど、そういったところを少し考慮する必要があるのかなと。

やはり、教員の仕事が、朝から放課後までずっと子どもたちと一緒にいる中で、この消しゴム 1 個を無くした児童が、その日で一番重要な対応が必要な児童だったかということ、多分そうではないと思うんですね。例えば、当日欠席した子がいるとか、或いは給食残した子がいるとか、他にも気になっている子どもがいたら、その子たちをまず優先的に放課後いろいろ観察したりするのに重点を置くのが教員の通常の業務であるし、教員の業務としての適切さだと思うんですね。

それにもかかわらず、初期対応の重要さというのを一律に考えてしまうと、どうしても教員にもすごい負担がかかってくるので、そのあたりの議論をもう少し精緻化していかないと、最終的に教員に対して、かなり重い負担がのしかかってしまうのかなということがあります。

というのは、ほとんどのいじめ重大調査報告書、公開されているものを私も結構見ているんですけども、初期対応の重要さというのは、ほぼほぼ全ての報告書で必ず触れているんですが、実際にこの事案で本当に初期対応が、教員だったとしたらできたかどうかということ、ちょっとそのあたりは、もう少し現場目線の調査と報告も必要じゃないかというのは、考えるところではあります。

このような初期対応の重要さについて少し意見を追加で書かせていただいているのが、

参考資料1になります。

あとは教育論の話とかなのですが、これは個人的な見解も含まれているので、いろいろと議論はあると思うんですけども。2ページ目、SNSの対応については、法律論としていろいろあると思うんですけども、学校としてできることかどうかですが、特に事実確認の方法と証拠保全の方法とかはルール化しておいてもいいのかなというのは、この前の議論で思った次第です。

**【出川会長】**

ありがとうございました。前回の審議のまとめについて事務局から説明がありました。前回のまとめは説明通りの内容でよかったですでしょうか。

吉田委員、お願いいたします。

**【吉田委員】**

今、神内先生からのご説明がございましたが、私もその通りだと思います。

私も初期対応とは、個々の問題というよりも、学校としてあるいは管理職が問題が発生した当初にとられた判断や行動だと考えています。

ご指摘のように、たとえば前回のケースで消しゴムがなくなったことについても初期対応の問題だとするのは厳し過ぎるでしょう。教師はほかの児童生徒に対する教育サービスも考えることが求められています。初期対応は、組織として、あるいは管理職として適切に行われたかどうかを押さえておく必要があると思います。

**【出川会長】**

ありがとうございます。

加えて事務局からの説明と、神内委員からの追加のご意見についても他に何か質問や意見、また、補足や追加というのがございますか。

江崎委員、お願いします。

**【江崎委員】**

江崎です。今おっしゃったような初期対応という言葉の持ち方というところを、少し明確にしておくというのは、学校の先生たち、現場での対応について、先生方の理解が得やすいのかなというふうに思います。

今、ここで話しているのは、学校全体としてまずどう動いていったか、みたいなどの受け方かなというふうに思いますし、またクラスの中でいろんな出来事があったときの、先生の対応みたいところは、「消しゴム無くなりました」って言ったら、「じゃあ誰か落ちていたり、気がついた人がいたら、教えてください」とか、あと落とし物箱みたいなどころに入れといってもらくと、二、三日後には出てくるとか、そういうことがあるとすれば、その学

級経営の中での先生の関わり方というのと、その初期対応というところが少しずれが出てくるかなと思いますので、そこは少し明文化していただけると、現場としては助かるかなというふうに思いました。

**【出川会長】**

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

西委員、お願いします。

**【西委員】**

現場からです。初期対応、言葉ということですけども、私が担任をしていたときもやはり、「先生、消しゴムが無くなりました」というときには、もう、すぐ対応しておりました。

先ほどケースバイケースというお話がありましたけど、やっぱりその後ろに去年からの引き継ぎ事項で、このクラスではそういう消しゴムが無くなるのがたくさんあった。それがある場所から見つかった、ということで引き継いでいけばやはりそれは子どもたち同士の何らかのトラブルの可能性があるということで、すぐそういう訴えがあった時点で対応すると思います。

やはりそれが、本当に子どもが落としたものなのか、故意的にちり箱とか、いろんなところに隠されていたものか、というところがありますので、やはり本市の教育振興基本計画にも載っている、「子ども一人一人を尊重した」というところでやはり、訴えがあったものに対しては、誠意をもって私たち教職員は対応していくのではないかと考えております。

**【出川会長】**

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

打出委員、お願いします。

**【打出委員】**

今言われた初期対応、組織としての対応ですね。やはりそこなのかなと思っております。あと、明文化というか、しっかりはっきりすることによって先生方も対応しやすいと思っています。

やはり、物事には優先順位はかなり必要だと思っています。特に、先生方はかなり業務に追われていますので、そこをしっかりと、その優先順位を決めてからやっていく。ただ、その中で私たちが気をつけているのは、その消しゴム1個の中にも、いろんなことが起こる。例えば、誰からもらったものなのか、家族の大事な人からもらったものだったんだとか、それは、私たちはただの消しゴム1個でとらえてしまうといけないので、やはり私たち、先ほど西委員も言われたように、背景ですね、しっかりそこを含めて対応しております。

例えば落ちているのか、無くしたのか、それともごみ箱にあったのかで全然違ってきます

ので、そこを含めて、先生方はやはり慎重に対応しているところですが、やはりそれがたくさん起こってしまうと、どうしても対応しきれない状態になるということも、現状だということを知っていただければと思っております。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見がないようでしたら、引き続き事務局の方からご説明をお願いします。

#### 【教育改革推進課 須佐美審議員】

参考資料 2 をご覧ください。前回の審議を受けて、末冨委員よりいただいた資料になります。こちらの資料につきまして、末冨委員からご説明をよろしく願いいたします。

#### 【末冨委員】

それでは参考資料 2 の説明をいたします。いじめの加害者の児童生徒と保護者への対応についてということなのですが、実は私、いじめ加害者とされるこどもの保護者になりました。その経験を再構成してお話しさせていただきます。

前回の審議会の参考資料 2 をもとに再構成していますが、前回は中学生の A さんと B さんで、A さんの方が B さんからのいじめを申し出られたケースになります。その時に、もともと仲良しのグループがあったという設定でしたが、仲良しグループにいた C さんが、今回の主役になります。生徒 A さんと B さんと C さんは前年度の経緯を踏まえて、A さんと C さんが同じクラスで、いじめ加害者とされた B さんの方が違うクラスになっているということです。

令和 7 年度の事件にしていますけれども、5 月の初旬に生徒 A さんから、担任の先生に対して生徒 C に「にらまれる」であったり、「休み時間に隣のクラスの生徒 B と C が自分の悪口を言っているようだ」という相談があって、担任は当然初期対応で、個別に聞き取られている。隣のクラスの担任の先生とも連携した状態で、そんなこと言っていないということと言ったと。前年度の経緯もあるので、管理職にも報告されて、担任と学年でしっかり見守っておられた状態だということです。

そのあとの 2 学期にまた生徒 A さんが遅刻が増えてきた、ということで、いじめられているようだという前年度と同じ訴えがあったということです。その時にいじめアンケートと周辺生徒への聞き取りを実施すると、生徒 B さんが A さんにあだ名をつけて、直接ではないけれど本人や周囲に聞こえる状況で何回か口にしていたと。生徒 C は、それを聞いたり見たりして笑っているという状態であるということです。この時点でその担任の先生は改めて、B さんと C さんに、そういうあだ名はやめなさい。生徒 C さんの方は、にらむのをやめなさいというふうに指導されたわけです。生徒 C の方はにらんでいないし、あだ名は聞いただけで言っていないと、他の人も笑っていた、何で自分だけ注意されるんですかというふうに言

っているわけです。

その翌日に、生徒 C の保護者から学校に苦情の電話があつて、校長と面談させろということで校長先生と生徒指導の主任の先生が面談をされましたということです。この面談内容というのが、生徒 C さんの保護者は、「A さんに直接は何もしていないでしょ」、「睨んだというのは向こうの気のせいでしょ」、「そんなことで 2 回も注意されて担任が信じられない」と言っていると。次のページにいきまして、「もうそれは生徒 A と担任に、うちの子が嫌がらせされているのと同じことじゃないですか」とお怒りになっているわけです。もう中学校 3 年生になっている前提ですけれども、「こんな指導力不足の先生に我が子は任せられない」、「むしろ生徒 A さんの方が見られたぐらいで気になるようだったら、向こうの方がカウンセリングの対象じゃないか」というふうにもおっしゃっていると。高校受験への影響が懸念されるので、調査書のことを考えるとこんな担任には我が子を任せておけないから担任を変えて欲しいという要求であつたりをされたということですが、当たり前のことですけれど担任の交代ってのはすごく難しいんですよ。だけど調査書の確認というのはできますということで、その部分で、合意形成を図られているという状態です。

なお実際の事案は、この生徒 C さんに相当する方が複数おられまして、その複数のご家族の対応を、大体要約するとこのような感じになります。なお私自身はいじめの被害者の方たちにも関わっていて、これはもうあだ名に加担した時点で、いじめは成立するなど。ただにらまれている件は、生徒 C さんを我が子だとすると、もともと目つきが悪めというか、親の私もにらまれているのかなって思ったら何も考えていないみたいなきががあつて、それはちょっと誤解されているなどは思いましたが、あだ名の件はそれに加担した時点でもういじめ成立するなんて思って謝ったんです。だけれども、先生方に謝られた家族が、私の他に誰もいなかったと。むしろ、ここに要約されたようなご主張があつたということが情報収集の中で見えてきたということです。

私自身は、この件すごくショックを受けていて、なぜかというところ、いじめの加害者からは被害を受けた、申し出られた方の不安とか、或いはあだ名で呼ばれるってすごく傷つくことだということが見えていない。そのときのショックだったり、そりゃ学校に行きたくもなくなるよな、みたいな被害者側の心情が一切理解されていない。むしろ学校の側に、こんなふうにご主張なさるんだなということを知って、すごくショックだったんです。

何で私が謝れて、どうしてこの加害者の生徒 C さんの保護者の方たちがこのように食つてかかったかというところ、私自身はイギリスのルールであつたり、或いは大阪市の「学校安心ルール」のようないじめの対応のルールを知っており、かつ様々な事案に関わることもあるので、被害者だったり学校側の加害者対応のことがわかっているんですよ。なんだけれども、それが余りにも日本の保護者にないために、加害者と被害者のすれ違いがものすごいことになっていて、その間で、正直言うと担任の先生や、学校の先生たちもすごく傷つかれていると思うんです。

学校がこんなに傷ついているんだなんて思って余計悲しかったんですけども、どうやった

らその溝が埋められるか、ということについて、ちょっと私自身、イギリスの教育省のルールであったり、イギリスの学校いじめ防止方針であったり、あと大阪市の「学校安心ルール」というものをちょっと紹介させていただきながら見ていきたいと思います。

先に資料の説明を簡単に申し上げますけれども、次の4ページ、5ページ、英語の部分すべてAI翻訳になっていますが、これはイギリスの教育省のホームページで、学校でのいじめというのが、まず、「違法行為があつて警察に通報しなさい」ということが書かれています。犯罪行為は警察通報が推奨されている状態です。

それから4ページの下側には、「すべての公立学校がいじめの防止指針を実施しなければなりません」と書いてありますが、実は6ページからなんですけど私立学校は例外だと書いてありますけど私立学校も実はイギリスではこのいじめ防止指針がもう義務づけられていて、これが、何ページまでかということ、結構長いんですね。AI翻訳ですけど実際のページ数とあまり変わらなくて16ページぐらいありますが、保護者はこのいじめ防止指針を読んで、同意書にサインして入学するんです。要するに在学契約としていじめ防止に同意して入ることになりますので、そこが日本の学校との大きな違いになります。

それから最後に、事細かに読んでいくとかなり時間かかるので、イギリスの例は飛ばしますが、日本ではちゃんとルールにしていらないのかということ、大阪市の「学校安心ルール」、これ校長先生たちが校長会で作られて公表されているものですが、例えば「他の子に対してからかう、冷やかす、無視するということについては、学校等はその場で注意したり個別指導します。第2段階になると仲間外れとか陰口もその場で注意したり家庭に連絡します。複数の教職員で個別指導したり振り返りをします。第3段階からは家庭連絡だったり、加害者を別室指導したり、警察、こども相談センターと連携します」と書いてあって、本当はこれが5段階まであります。4段階目と5段階は、ホームページでは公表されていませんが、より警察や自治体連携をしていくということです。

これを大阪市では少なくとも入学時に説明されています。荒れている学校では、毎学年、或いは毎学期、保護者の方にも文書を配布して、「このルールでやっていきます」ということが周知されているということです。

改めて2ページの方を見ていただきたいんですけども、私自身も熊本市のいじめ防止対策指針のための議論の論点として、そして加害者と被害者の間の大きな大きな溝を埋めるために何が要るかなと思ったときに5つ論点を提示しています。

1つが、やはりいじめ被害に関して保護者への知識の保障だったり、ルールの共有というのがいるなということです。例えばイギリスの学校の事例ですとそこに書いてある2点ですね、「いかなる形態のいじめも容認しないよということを保護者に周知しますよ」というようなことも書かれていますし、「いじめってこういうことだよ」という定義もあります。

それから論点の2ですが、直接加害をしていない事案でのいじめ認定基準というものが明確になっています。これ大阪の「学校安心ルール」もそうですが、名前を呼ぶというのがいわゆるあだ名呼びだったり、なじる、あざけるであったり、あと噂ばなし、グループから

人を排除する、虚偽の噂を広めるなども含めて、いじめであると。あと神内先生がさっきおっしゃっていましたがSNSについてのいじめも定義されており、学校で見つけたら学校で対応するという事も書かれています。私はこれを知っていたので、あだ名の時点でもうこれいじめが成立しているし申し訳ないなって思えたんですけど、他の保護者が何でその程度のことで学校に呼ばれなきゃいけないんだと思ったのは、そのルールの欠如、学校の先生たちはもうそれいじめだなってわかっているけど保護者にそれを明文化したルールで示しておかないと、すれ違うよなということなんです。

それから論点の3として、日本の場合いじめはよくない、いじめをなくそう、というじゃないですか。イギリスはもうちょっとニュアンスが強くて、反いじめなんです。アンチ・ブーリングなんです。いじめ防止じゃなくて、もういじめ自体を一切容認しないし、いじめをなくす文化を学校から作っていかうというふうに、かなり強いいじめに反対する、いじめそのものをなくさなきゃいけないんだぐらいのかなり強い倫理感を持っています。大事なのが実は保護者や生徒もこのルールづくりに参加しているということで、一緒にルール作って確認して、入学時にも在学契約で「このいじめ防止指針に同意します」と、サインして入学するわけですよね。というところまでやっていると。それはあだ名呼びのところはいじめだということもわかると。

それから論点の4として、実は大人同士のいじめというかハラスメントへの対応指針もありまして、教職員を守るというルールもあります。

それから論点の5番目として、早期対応・早期発見と、それから被害者中心主義の徹底だったり外部機関の連携ルールの明示がありまして、ちょっと12、13ページを見てください。12ページの一番下に生徒のサポートって書いてありますよね。生徒のサポートの手続きが、明示されています。これ独立学校（私立学校）の例ですが、公立のテンプレートも全く同じです。こういうふうにいじめを受けた生徒はこういう方法でサポートされますよと。必要があれば外部連携します。

次に、「いじめを行った生徒は次のような支援を受ける」で、いじめの加害者も要支援児童生徒になりますので、右上ですが、まず何が起こったかを話し合っただけで改めると必要性を確認するであったり、保護者に知らせる、適切な教育を行う、あとオンラインの場合コンテンツの削除要請は学校がするというルールになっていたりもします。

なお、イギリスの場合には義務教育の学校であっても退学させることができるので、その前に警告だったり居残りだったり、あとネットのスマホなどのデバイスを一切持ち込み禁止であったり、あと停学退学も含まれるというふうにちゃんと段階的に懲戒権が行使できるようになっている、というようなことであったり、やはり重大事態については警察連携です。ちなみに外部機関連携は別のガイドラインになっていまして、これがまた分厚いので今回は割愛します。

私自身の提示した論点は5つですけども、ルールが保護者に知られていない、それから、いじめの被害というものを容認してはいけないという規範が保護者に共有されていない

いことが、おそらく深いギャップを生んでいるんですね、加害者と被害者の間に。という意味では、こうしたルールのあり方というものをどういうふうに作り、保護者にも生徒にも共有していくかと。すでに校則の見直し、改善にも取り組んでおられる熊本市なので、各学校でもできることではないかなというふうに考えているということです。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。ただいま末富委員から、前回の資料に新たに提言がありましたけれども、このお話について、ご意見やご質問はございますか。また、追加や補足などございますか。西村委員。

#### 【西村委員】

西村です。大阪の「学校安心ルール」なんですけど、いじめの被害の当事者である息子が、とてもこの大阪のルールを読んでいて、こうあって欲しいなということを申しておりました。この段階ごとにこういうことがいじめだと表記されておりますが、それに対する学校の対応というのも、これに合わせた段階というんですか、対応の仕方というのがあるんでしょうか。

#### 【末富委員】

大阪も学校によって様々ですけども、基本的に学校間にばらつきがあることが、混乱を生むんですよ。例えばいじめ被害者の方が別の学校に転校するケースはよくありますが、行った先での対応が違っていると、またそこでいじめが再発してしまう可能性もあるので、だから校長会でこのルールで、どの学校でも同じルールで対応しましょうということを、協議されています。ただその実現の度合いは本当に学校によって様々なんです。

私の知っている事例でいうと、やはり荒れていた学校では初期の対応は非常に厳しく、もうすぐに第3段階、警察連携をするということをされていらっしゃる学校もありますし、落ち着いた学校の場合は先生たちが日頃から、個別指導だったり情報共有というのを、今どきの学校どこも丁寧にされていらっしゃるんで、そういう平時の対応で終わっているケースもあるということです。運用は様々だけれども、とにかく学校ごとにばらつかないということのを大事にされておられるというふうに校長先生からは聞いています。

#### 【西村委員】

ありがとうございます。まずはここからかなと私は思っております。学校の判断がぶれることがあるんですね。これはいじめだと思判断もあれば、これはただの生徒間、児童間のトラブルだと判断する。その判断するときに、やはり私たちはこれが大事であって欲しいとか、そういう希望的観測がやっぱりあります。学校の職員とした場合ですね。そういう思いがあるものの中で判断するときに、適切な判断ができないときというものがあるのでは

ないかと思えます。その適切な判断ができなかったというものが、大きな事件になっているのかなあと思っています。

それで、その対策なんですけれども、よく学校現場では共通理解という言葉が出てきます。複数の職員で、この事案はこういう事案だというようなことを共通理解します。私は、我が子の出来事があるまでは、あまりそれに疑問を持っておりませんでした。しかし、教員の同じ立場で考えていくときに、もしかしたら抜けてしまうことがあるのではないかなあと思っています。実際、私のことについての生徒理解の資料の記述は、私がいろいろ見てきたものの中でも、一番の異常な母親像でした。びっくりするような内容でした。ちょっとした言葉の受け取り方で、いつの間にか変わっていつているんですね。ちょうど地震があったときに具合が悪くて、1日寝ていたことがありました。そしたら、母親はご飯がつかれないというような記述になっていました。でも、多分その先生方は何も疑問に思っていらっしゃらないし、そういう家庭であればそういうこともあるだろうなという理解になるかと思いません。

ケースを話し合うときに、あえて反対の立場の意見を言うというものを設定していくのも、1つの方法かなあと思っています。役割としてです。「反対の立場から見たら」とか、「そこ、その判断でいいの」というのを考える役目、そういうストッパー的な役目も入れながら、共通理解を図るということも、大事なのかなあと思っています。それが、本当に深刻な例のこどもを救うことに繋がるのかなあと思っています。

前回出された事案、どれも学校現場がこどもと保護者に振りまわされているという印象が私にはありました。この保護者が、5年後10年後、いじめをなくすために社会に訴えて頑張ってくれるだろうか、どうだろうかと思いながら私は文章を読んでおりました。でも、これもその保護者像が正しいのかどうかはまだわかりません。私が存じ上げている方で、お子さんを亡くされてから講演活動されている方がおまして、来週、私の勤務校でお話をさせていただきます。そういう本当に訴えている方の声というのもぜひ聞いていただきたいなと思います。現場はカスハラに近いような保護者に苦しんでいるというのもわかります。そういう事案の方がむしろ多いんですね。でも、その中で一番これは救わなきゃいけないというのを見極めるには、やはりそういう方の声も聞いていく必要があるのかなと思いました。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。では中西委員。

#### 【中西委員】

中西です。今の西村委員の最後におっしゃったことも、まさにその通りだと思います。どうやって救わなければいけないものを判断していくのかということはずごく大事だと思っております。

大阪のルール、これ非常に参考になると思うんですけれども、1つ質問は非公表というこ

となのでどこまで情報をお持ちなのかわかりませんが、4段階と5段階と、さらに2段階あるというのはこれ、どういうことなのか。そういう説明がどこかにあるのでしょうか。

#### 【末富委員】

一応、第3段階の下に、「第3段階よりも重いと思われる事象や、違法行為、窃盗、傷害、恐喝行為などについては対応について協議する」と書いてあるんですね。要するに犯罪性が高い事案になります。非公表なのは、正直言うとその内容が余りにも深刻であって、これ3段階まではホームページで皆さんご覧になれますが、公表することが必ずしも適していないということに、多分ご判断が行ったんじゃないかなと思っていますけれども。

#### 【中西委員】

それはわかるんですけど、4と5の違いという説明がないので。

#### 【末富委員】

そこはちょっと私も大阪の校長先生に「4と5を見せてください」というふうに、お願いしています。例えばですが、出川会長がさっきおっしゃいましたけどSNSに動画が流出した事案がありました。その事案は単純に言うと集団暴行事案ですよ。集団暴行のような悪質性が高いものについては、直ちに警察連携で少年司法の対象にするのでそれが5段階目ですよ。4段階目はその間にある、例えばですけど恐喝等もレベルがありますので、そのレベルに従って4と5と、多分分かれている状態だろうというふうに思われます。今度大阪に行ったときに、「4と5を見せてください」というふうにお願います。おそらく市教委経由とかで問い合わせをされると比較的情報開示がされやすいかなとも思います。ただそれだけ、重大事態、生徒間の性暴力事案等も含めて、実際には対応しなきゃいけないことがあるというのも、今の学校の実態ですので、そこが4か5かということが犯罪性の高さによって分けられているという。概略はそういうご説明でした、校長先生からは。

#### 【中西委員】

ありがとうございます。今伺っていて、水面下と言ったらちょっと変かもしれませんが、わからない部分まで説明いただいた中で、現状、日本の場合はそのいじめがもう第1段階も第5段階も一緒くたになっているような感じがすごくいたしました。

もう1点、イギリスの方の例で、いじめを行った生徒は次のような支援を受けるという、そのいじめた側の支援という言葉が入っているのはその点も非常に新鮮なんですけれども、これ中身を読むと、どこまでというのが文章を読めばそれなりにわかるんですが、その文章以外の部分で、末富委員が何か把握されていることがあったら教えていただけますでしょうか。

#### 【末富委員】

「支援」は元々の用語は「サポート」ですけれども、加害者が加害を繰り返さないサポートも重視されているんですね。ただ、イギリスも被害者中心主義なので、やっぱり被害を認定された生徒のケアと回復がまずあると。だけど加害を繰り返す生徒が一定数いるので、その子たちに対しては、ここに書かれている他にも、例えばですが矯正プログラムが学校外にあるので、イギリスの場合は教育支援センターはどちらかという矯正される子たちのプログラムを提供しています。例えば認知行動療法であったり、あと発達特性でどうしても手が出ちゃうみたいな児童生徒の場合に自分の発達特性をなるべくコントロールできたり、その場から離れることも大事なんだよ、みたいなトレーニングを受けたりということがあるので、そうした包括的な支援というのを実際には組み合わせて運用しておられます。

#### 【中西委員】

ありがとうございます。この辺の視点も我々も改めて考えるべき部分なのかなと思いました。

#### 【出川会長】

他にはいかがでしょうか。吉田委員お願いします。

#### 【吉田委員】

今のお話しに関連して末富委員にお伺いします。日本では、児童生徒のサポートが話題になる際は、いつも教師をはじめ対応する人員が足りないことが問題になります。この点についてイギリスではどのような状況にあるのでしょうか。

#### 【末富委員】

イギリスも教員不足は共通しております。ただ日本とイギリスの大きな違いは例えばカウンセラーであったり、或いは家族を支援するサポートスタッフや学習支援員も含めてノンティーチングスタッフの配置が日本より遥かに多いです。それは文科省の資料でも出されたことがありますけれども、大体肌感覚で言うと今の日本の学校の3倍程度いらっしゃる。例えばなんですけど生徒が選んだ職員と言った場合、障がいを持つ子どもははじめに遭いやすい、イギリスはインクルーシブ教育なので、いつもついている支援員さんと一緒にいじめについて、「こういういじめされて嫌だった」とか、「こういうふうにして欲しい」というのは、話せたりするというふうに、その学校にいる信頼できる大人を誰でも選べる状態なので、先生が不足しているのは同じだけれども、ノンティーチングスタッフの大人たちが、学校に結構いらっしゃる。あと当然カウンセラーも配置されている状態だったりするので、そこが大きく違うかなと思います。ただ、別に教員が足りないからって、できないわけじゃないというのが、イギリスの事例が教えてくれることかなと思っています。

【出川会長】

他にはいかがでしょうか。それでは、江崎委員お願いします。

【江崎委員】

江崎です。振り返ってみると昔の学校の中では、購買部というのがあって、そこのおばちゃんとかにお話をしに行くとか、あと、図書の先生のところとか、あと保健の先生、事務の、「あなたの教室、事務室ですか」ぐらいの子もいたりとかして、その成績をつけない大人というのが、非常にそういう小さなガス抜きとかに役に立つ仕事をされていたような気がします。今はそういうスタッフも少なくなってきたということもあるので、支援員さんの増員とかは、非常にこどもたちの遊びの中でも、教育の中でも意味がありそうな気がするなあというふうに思います。

同学年だけで活動するというよりは、地域の中の少し元気な大人の人にサポートしてもらおうというような考え方であれば、このいじめとかの防止、或いは解決に対応してもらえるという意味でも、その専門的な知識とか技術とかというよりは、生きてきた知恵とかを持っていらっしゃる方の安心安全なサポート、というのは受けられそうな気はします。

熊本市の中でも、加害をされた方とか発達のいろんな問題があって、人との関係性が上手ではないこどもたちでトラブルが起きたりとかすると、多分、保護者の方の教育プログラムとか、こどもたちの教育プログラムというのが、以前からあっていると思います。私が見た子たちの中にも何人か、月1でトレーニングに行っていたという子もおりますし、そこに送迎をする親の勉強会とかもあっていて、6人ずつですかね、保護者の方が勉強会がウェルパルかなんかであっていてそれに参加してみたら、「子育てのトレーニングで参加したらどうですか」と言ってプログラム見せてもらったら、1回に6人ぐらいずつなので、圧倒的に足りない。希望される保護者はあるけれども、多分、そのスタッフもアップアップなのかなと思うんですけど、だから無いわけじゃないと思うんですよ。

今動いているそういう組織とかと横の繋がりを持ちながら、少し拡充できていくということも、その被害を受けたこどもたちの心のケアというところと、その保護者の方の支援ということと、もう1つは、その加害をしてしまったこどもたちの教育プログラムと、保護者の方の支援とか、そういうことが、現実として両方必要であるということや、それが細々とされているというところなので、きっちり連携をして明文化していくというか、そういうのは熊本市の行政の中で可能なことなのかなというふうにはちょっと感じました。

【出川会長】

ありがとうございます。よろしいですか事務局の方、何か。わかりました。では、他にはいかがでしょうか。西委員お願いします。

**【西委員】**

まず、論点の4でございますけれども、大阪のスタンダードモデルということでお話がありましたけれども、小学校長会でも実はこの大阪のモデルを参考に熊本市のモデルができないかということで、去年ちょっとそういう提案があつて話し合いをしているということは私も認識しているところでございます。

論点1と2に関係することになりますけれども、各学校のいじめ防止の基本方針、これまでどうしてもやっぱり大人中心で作られてきたもので、本市は各学校の決まり事・約束事を、子どもたち、あと保護者、先生方で話し合いながら作っていきこう、ということでとても今、各学校順調にというか、それに向けて動いていると私は思っております。

この各学校のいじめ防止基本方針も、やはり、いつかは急にはできないと思いますので、子どもがその中に参画してもらおう。例えば、各学校のいじめ防止の基本宣言文と一緒に作ってそこを一番上にボンと持ってくるのかですね。ここで認定基準ということで、基本方針にもいじめの定義で書いてありますけれども、「いやこういうのもいじめじゃないかな」とか、「いじめだと思ふよ」とかいうのを子どもたちの声を聞きながら、各学校のいじめ防止基本方針の中に取り入れていったら、より子どもたちも自分たちのものというか、そういう感覚で、いじめについても、よりアンテナ高く、最終的にはウェルビーイングというところで、やっていけるのではないかと考えて私自身は考えておりました。

**【出川会長】**

ありがとうございます。前回のまとめについては一旦ここで終了にして、今回の議題になります具体的な対応策について、審議をしていきたいと思ひます。今回の審議でも前回と同様に具体的な事例を事務局に提供していただきまして、その事例をもとに審議していきたいと思ひています。

今回も次第にありますように、事例3と事例4と、それぞれ事例を用意していただき、1つの事例について事務局説明、そして質疑、そして意見交換という順番で審議を進めていきたいと思ひます。今かなり時間が過ぎておりますが、時間が後半の事例は少し短くならざるを得ないのかなと思ひますが、前半の事例3については約60分を予定しております。そのあと、10分ほど休憩にと考えております。

それではまず事務局から事例3のいじめの定義についての説明をお願いいたします。

**【総合支援課 勝田課長】**

～事例3説明 省略～

**【出川会長】**

ありがとうございます。今、事例3の定義について事務局から説明がありました。この事例の質問についてご発言いただきまして、質問が終わりましたら一旦休憩に入って、その

あと意見交換とスケジュールを変更させていただきます。

それでは、今、事務局から説明がありました、この事例について何かご質問等ございましたらお願いいたします。

では末富委員お願いします。

**【末富委員】**

この謝罪の会というのは、割と学校では一般的な手法になりますでしょうか。

**【総合支援課 勝田課長】**

もつれる場合になるとやはりこういう謝罪の会を持つ機会が多いのではないかと思います。

**【出川会長】**

それでは西村委員お願いします。

**【西村委員】**

謝罪の会についての質問です。謝罪の会をする際に、どのような配慮なり、気をつけることというのをやる側は持つようにした方がよろしいのでしょうか。

**【総合支援課 勝田課長】**

参加者が一気に集まるということは、なかなか難しい場合もあると思われます。こどもさん、それから保護者の方を同席させるべきかどうかということも含めて検討するなどが配慮として必要になると思います。

**【西村委員】**

ありがとうございました。2年前ぐらいの事案で、金曜日に部活動で話し合いの会、謝罪の会を行われて、休みに入った土日に自らの命を絶った、という出来事がありました。そういう会があったときに、そのあとのフォローというんですか、それをしっかり持つておくべきかなあと思いました。保護者に1人にさせないような配慮でしたり、謝罪の会も一見落ち着いたと思っても、そうではないこともあるかなと思います。こういうふうに、会自体が決裂することもありますし、なかなか難しいなあと思います。様々な問題点なり、配慮しなきゃいけないことというのを、洗い出しておく必要があるのかなあと思います。

深刻度にもよると思います。年齢が低くて、お互いに誤った行動があって双方が謝るということもあるかもしれないし、今度は一対多数だと、たとえ多数側が謝罪をされても、被害側というのはその共感の外側にいる形で会が終わってしまいます。様々な要因があるので、1人の知恵ではなかなか難しいなと思います。様々な失敗例も聞きながら、配慮すべきこと

というのを出していかなければいけないのかなと思います。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。神内委員。

**【神内委員】**

神内です。事実確認のところなんですけれど、「本件について学校が調査した結果は以下のとおり」というところがあったのですが、「生徒Aが7月頃から生徒B、Cからこそこそ話をされたり」という話はしているんですけど、9月とか10月もあったかどうか、ここは結局確認できていないというので、いいんですかね。Aはずっとそうされているみたいな感じで訴えているんですよ、7月だけじゃなくて。

**【出川会長】**

ありがとうございます。いかがでしょうか。

**【総合支援課 勝田課長】**

7月だけではなく、9月上旬に7月から始まった申し出がありましたけれど、その途中でまだ取まっていないところはございました。その都度学級担任が対応して話を聞くことで事実確認をして対応するのを常に繰り返しているような状況です。

**【神内委員】**

そうするとB、Cは継続的にAに対するこういったことをやっていたことは認めているということでしょうか。そういうことでいいんですね。

もう1つなんですけど、生徒AもB、Cに対して同じような態度をとっていたというB、Cの言い分なんですけれど、こちらは事実確認をしていないという感じでいいですか。

**【総合支援課 勝田課長】**

B、Cにも事実確認といいますか、捉え方での確認はしています。結局お互いみたいな感じですよ。

**【神内委員】**

そうするとAもB、Cに同じようなことをやっていたこともやっぱり認めているという感じですか。結構重要な事実確認だと思ったんですけど。

**【総合支援課 勝田課長】**

悪気はなく、そう見えたのかもしれない、自覚はない、非常に曖昧な部分の認識でした。

【神内委員】

なるほど。わかりました。

【出川会長】

ありがとうございます。他には。中西委員お願いします。

【中西委員】

事例の概要説明が9月から始まっているんですけど、もう4月から、生徒Aは欠席や遅刻が多かったというくだりがありますが、この1学期の期間でどういう対応をされていたのかというところを教えてください。

【出川会長】

事務局、お願いします。

【総合支援課 勝田課長】

この1学期の部分、7月からお母様はおっしゃっていますけれど、それまではどちらかというと、周囲の生徒による欠席というよりは、もともと体調不良で欠席がちな生徒という対応をしてきているところです。

【中西委員】

学校側の働きかけが、どういうものがあつたのかというのをお聞きしたいんですけど。

【総合支援課 勝田課長】

実際に欠席が多い生徒でしたので、学校から連絡をしたり、或いは家庭訪問をしたりというような保護者の方とはやり取りをしてきた状況です。

【出川会長】

よろしいでしょうか。吉田委員。

【吉田委員】

Aに対するB、Cの行為については、本人だけでなく第三者に当たる友達からも話を聞いたということでした。その一方のAのB、Cに対する行為についての確認も本人だけでなく周りからの確認がなされたのでしょうか。

【出川会長】

お願いします。

**【総合支援課 勝田課長】**

やはり同じように周りからの聞き取りも行ってあります。

**【出川会長】**

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら 10 分ほど休憩をして、そのあと意見交換をしていきたいと思えます。

11 時をめぐりにスタートをしていきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。  
では一旦休憩に入ります。

～休憩～

**【出川会長】**

それでは時間の前になりますけれども、会議をまた進めたいと思えます。それでは、これから事例 3、いじめの定義についての事例をもとに、意見交換をしていただきたいと思えます。

先ほど参考資料 3 の 2 ページ目に、ご意見をいただきたいポイントとしていくつか出ています。そしてまた、次第にあります、スライドの 20 ページと 23 ページにも、意見交換のポイントとなるものが示してあります。前回審議していただいた論点なども関連してくると思えますので、必要に応じて、様々な論点で審議していただければと思っております。

時間ですけれども、11 時 50 分をめぐりに、一旦事例 3 の方は終了してそして、またその次の事例 4 の方に進みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それではどなたか、このいじめの定義についてのご意見いただいたポイントなどを参考に、ご意見などお願ひいたします。では西村委員、お願ひします。

**【西村委員】**

西村です。ご意見をいただきたいポイントの、最初のものですね。スライドの 20 ページの、双方にやっているというようなことなのかなと思えますんですが、それも日常的に起こりがちな行為、先ほど末富委員から、どんなことがいじめかというのがまず保護者があまりご存じないということを言われました。そのいじめの例とあわせて、対人間トラブルと思われる例として、こういうこととかを、出されたらどうでしょうかねと思えました。

こういうことはいじめだというものと、成長の過程でこういうことはあり得る、いじめじゃないとはっきりは言わないけれども、そういうトラブルの可能性もある例として、挙げておいて、保護者に啓発というか、指導じゃないです。そういう文書なり、会とか場とか、そういうものを持つとか、少しいじめに詳しくなっていくような取り組みというのが必要なのかなと思えました。

### 【出川会長】

他にはいかがでしょうか。江崎委員お願いします。

### 【江崎委員】

この事例のやりとりの場面とかを、ずっと現実でどうかなというふうに考えてみると、多分、新学期始まってから、人間関係、友達関係を作っていく中で、何かしらお話をしている人とそれを見ている人みたいなのがいて、もう7月ぐらいにもすごく気になってたけれども、夏休み来るから、また、9月になったら違う感じになるのかなあとと思って、我慢して頑張っていたとか。そういうことがあって、9月になって来てみてもやっぱりおんなじとか、そういうことがあって、この子が訴えてきたのかなあとというふうに、今、勝手に推察をしているとか。そういうところがあって、そのやりとりの場面ってどうだったんだろうというふうに考えてみると、その中学生ぐらいの友達関係の形成の仕方みたいところで、誰かと誰かがお話をしている。そこを見なければいいんですけど、何となく暇というか、見た。見て目が合った。好きな人でもそうだし苦手な人でもそうだけど、目が合ったみたいところで、見られている。目が合ったときの見方が、眼球が横にスライドしていくような感じだと睨んでいるように見える。気になる。また見る。またこっちと目が合うみたいところで、どんどんどんどんその事実みたいところで、受けとめ方ですね。本人や相手の人の受けとめ方というのが度重なってくると、お互いに嫌な気持ちになっていって、気になるから余計に見るということが、重なっていったのかなというのは、そういうふうにドラマ的に考えると、そういう場面があったんじゃないかなあとというふうに思われます。

そういうふうに考えてみると、多分Aさんも嫌な気持ちだし、BもCも嫌な気持ちだということところがたくさん積み積もっていつているんじゃないかなというふうに思いますし、またそれに対して、9月上旬の生徒Aが見たイメージと、B、Cがやっていること、みたいところの受けとめのすごく格差があったりとか、お互いに同じような印象を持っていたりということがあるとすれば、それがいじめとして認知しなければならないのかどうかみたいところで言うと、日常生活の中でたくさん起こりがちなところを、自分がいいな、すてきななって思っている人のことをいつもこう見ていると時々見返してくれたりとかする、外から見れば同じような行動であっても、受けとめ方が違うと、そういういじめなのかなとか、そういうふうに受けとめてしまうところがあるならば、そのところの気持ちの掘り起こしといいますか、確認といいますか、そういうところというのが、ポイントになってくるのかなあとこのところはあると思うんですね。

それを先生たちが、詳しく掘り下げて聞くのかどうかとか、そういうところも、日常業務の中でそこまでするんだろうか、というところも、非常に仕事が忙しい中で難しそうな気はするんですけど。ここを確認していくときに、どんなふうにチェックをしていくのかみたいところは、何かしらのポイントとしては必要なかなという気がしました。そこからずっとこのどんどんどんこじれていくということが起きているような気がするので、もっと

早めに、学級開きみたいなどころから、友達とのソーシャルスキルトレーニングみたいなどころがあってもいいのかなというのも具体的には思いますけれども。ここでどう認知していくのかみたいなどころはちょっと話し合ってみる意味がありそうな気はしました。

**【出川会長】**

ありがとうございます。中西委員お願いします。

**【中西委員】**

私は法律家ではないので、むしろ法律家の先生がいらっしゃるのでもしかり答えていただきたいですけど、これはそもそも定義上はいじめですよ。そこをはっきりさせないと、何かちょっと曖昧なところはどうしても出てきてしまうので。でも、不快に感じているということはもうそれだけでいじめなんですけど、「だけど、そうですけど」というところをどうするかというところが大事だと思うので、「まずは大前提としていじめですよ」ということだと思います。

あと先ほど質問したこととも関わるんですけど、やっぱり、いじめそのものというよりも、もともと不登校があってということであるので、これはむしろいじめ問題といえるのかどうかというふうにも思えます。それはつまり、定義上いじめだけれども、むしろ不登校のこともどう対応するのかという事の方が大事なので、それでどういう関わりがあったんですかという質問をしたんですけど、なので、もうこじれてしまったら、もういじめとして対応して、しかも長期間欠席すれば重大事態というところに行ってしまうというのはかなりケースとして多いと思いますので、だから、定義としてはいじめなんだけど、いじめ問題じゃないところでどう対応・介入するのかということが大事なんだと思います。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょう。吉田委員。

**【吉田委員】**

今回も具体的な事例が出されていますから、それに注力する必要があると思いますが、これはより大きな枠組みでは保護者の関係についての問題が提起されていると思います。本審議会が指針についての検討を目的にしていますので、そうした視点からお話したいと思います。

まず、いじめに関しては法律があります。そして、その中に書かれている定義を踏まえれば本人の訴えがあれば、すべていじめになります。文部科学省のガイドラインでも、学校が、つまりは教員たちが自らの主観でいじめであるか否かを決めることがないようにと、いわば、念を押されているわけです。今回も、学校としてはどうすればいいのかというので迷いが生じたのだと思います。ただ、いま述べたような事情ですから、B、Cの保護者の訴えを否定することはできないわけです。

こうしたことから、指針にも保護者の視点を入れることが必要になると思います。私は熊本市の指針について以前から少しお手伝いをしています。その中で、文部科学省のガイドラインに書いてある内容をコピーするところは必要ないだろうと申し上げてきました。それよりもこうしたときにはどうするといった具体的なことを織り込むべきだと思います。それを見ると誰もが「そうなんだ」「こうすればいいのか」といったものにしていくということです。それから、成功事例と失敗事例も具体的に提示して、「こうするとうまくいった」「これだと失敗するケースが多い」といったものを取り入れることが大事だと思います。

また、保護者に様々な情報を出すための工夫も必要でしょう。かなり以前の話になりますが、出前授業などという呼び方で教育委員会の関係者が企業などにも出かけて行く機会がありました。私も社会教育関係のことでお手伝いしたことがあって、社会へのというか、保護者への情報提供に役立っていました。これは学校の保護者にとりよりは、いじめは社会の問題ですから、様々な組織にいる保護者だけでなく大人たちにいじめ防止に関わってもらうのです。こうした時代ですから組織は学校のこどものいじめを含めて様々な問題について一年に2回ぐらいは研修の時間を設定しないとイケないといったことを法律とまではいかにいしても国を挙げて制度化してほしいものです。そうした場で、いじめの現状や法律の話をする。じつは、こんな問題があって、こうした未解決の課題があるのですといったことを必ず伝える。こうした機会があっていいのではないかと思うわけです。こうした視点も指針の方に入れていいのではないのでしょうか。

これに関連して付け加えますと、もう30年ほど前かと思いますが、私は組織で授業参観休暇を設ける必要があると言っていました。つまり、年休ではなく、一年に1回か2回は授業参観休暇の日にするわけです。その当時はこうした意見を出しても笑われていました。しかし、学校でいじめを主題にして授業をする際は、授業参観休暇を取るのです。保護者が「うちの子が通っている学校でいじめに関係する授業があるので午前中だけ時間休をください」と申告すると「どうぞ」となる。もちろん、それは通常の休暇日数とは別のものです。このぐらいの社会体制を作っていくべきではないかと思います。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。神内委員。

#### 【神内委員】

中西委員から、法律家だったらどうするかって話だったので、すごく紋切り型の回答で申し訳ないんですけど、ご意見をいただきたいポイントというところを上から見ていくと、「このような日常的に起こりがちな行為についてもいじめとして認知しなければならないのか」というと、これはもう法律の定義では広くいじめに該当するので認知しなければならないということになります。

あと、次の次ですね。いじめの定義をB、Cの保護者に説明して、「嫌だと思ったらなん

でもいじめになるじゃないですか」と思いを伝えられたという場合は、もう「いじめの定義はそうになっています」という形で答えるしかないですね。これも法律上はそうになっていますので。

あと、本件の双方が被害者で訴えればどうなるかという点、双方を被害者とする、それぞれのいじめが成立しているの、それぞれでいじめとして対応しなきゃならないというのが法律で決まっています、という話ですね。

実は唯一法律がはっきり示していないのは上から2番目の、不登校を理由とするいじめというのが全部重大事態に当たるかどうかという点です。これは実は法律はそこまで書いていないですね。疑いがあると認めるときって書いてあるんですけど、誰がそれを判断するかどうか書いていないので、そこはガイドラインが踏み込んで余計なことを書いてあるんですけど、保護者の申し立てがあったら重大事態だ、というふうにもう受けとめる記載を書いているんですね。改訂されたガイドラインにも残っているのですが、つまり、上から2番目だけは実は法律が書いていなくて、ガイドラインの話なんですね。なので、実はそこは解釈の余地がある。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。打出委員お願いします。

#### 【打出委員】

私はもう学校現場の方からのお話しかできないんですが、本人が苦痛を感じれば定義上もういじめというところであるんですが、ただ私たち今考えたのは、こどもたち、実際、いじめと思っていじめている子たちはほとんどいないんじゃないかなと。本人たちはこれはいじめじゃないと思ってやっている。いじめの授業を講師の方に来ていただいてしているんですが、その中で、おそらくほとんどの子たちが、これはいじめと思ってやっているんじゃないかと、本人なりの何か妙なところの、何か理由づけがあってやっているというところをよく感じます。

例えば、被害者側もこういうことをやってたと。双方のいじめと言う形になるんですが、ただそれも本当、お互いの主張が必ずある。それを学校側が聞くと完全に挟まれてしまいます。もう両方聞いて、結果的にどこから始まったんだというところで事実確認をしていく。しかしそれが確認をしていけばいくほどこどもたちの記憶があいまいで、もうはっきり言ってわからなくなってしまう。学校はそこに陥ってしまえばもうどうしようもないというところが、今苦慮しているところ。

ただ、先生方と関わってきた中で、ほとんどの先生方はとてもいじめに対しては敏感です。ですから、何かあったらもうすぐ、「いや、これはいじりよ」とか「生徒間の問題よ」ではなくて、もういじめがあった、または疑いがあると思って対応されています。しかし、その対応していく中で陥ってしまうのが、先ほど言ったように、もう原因がわからなくなってしまう

う。本人たちもわからなくなってしまうというところがあるので、そこを含めてやはり学校現場の難しいところかなあという感想です。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。南部委員お願いします。

**【南部委員】**

3つ目の争点のところ、「嫌だと思ったらなんでもいじめになるじゃないですか」というのは気持ちはすごくわかるんですけども、ただ嫌だと思っただけではいじめには本当はならないんですね。というのは、いじめとして公にしたいという意思があるかどうかというところがすごく重要で、人間関係の中では嫌な思いをするというのはもう日常的にある。日常的にあるところで自分1人で抱えきれなくなったので、被害を公共化するというか、公にするという、その意思表示が必要なんじゃないかなというふうに思います。

それであれば、いじめの訴えがあると大人は事実確認というところに、すごく重点を置きますけれども、むしろ事実確認よりも、どうして公共化したかというところのニーズを酌み取るというのがすごく大事なんじゃないかなというふうに思います。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。西委員お願いします。

**【西委員】**

いじめの定義のところ、以下のようなものがあるというところで、金品をたかられるとかいうのがありますけども、これは、「まだこのまま、いじめの対応の中に位置付けてもいいのかな」という思いがあって、もうこれは犯罪と言え、そういうところでもう切り離してもいいような気もしております。

**【出川会長】**

ありがとうございます。金品を、というのほどこに。

次の事例なんですね。わかりました。

他にはいかがでしょうか。神内委員お願いします。

**【神内委員】**

ただ最近の裁判の例だと、本当に偶発的に、例えば、体同士が当たってそれで歯が欠けた、みたいな事例でも、欠けた方がいじめだというふうに主張して、しかも重大事態だと主張しているケースで、それを対応せずに重大事態の調査をしなかった学校側が裁判で負けているんですね。なので、結局、普通に考えたら偶発的なむしろ学校事故の部類のようなケース

でも、被害者の方からいじめだ、重大事態だというふうな申告があったら、それをちゃんと重大事態として調査しなかったら、それは違法であると、裁判所が判断している。そういう意味ではちょっと結構厳しいんですけども、法律とガイドラインがそのまま裁判規範にもなっているので、それをもとに、運用していかなければならない。そうすると、結構大変かなと思います。

だから例えば、先ほどのお金取られるみたいな話も、普通に考えたら恐喝罪で犯罪なんですけれど、犯罪というふうに被害者の方が申告するのか、それともいじめとして申告するのかによって変わってきて、いじめと申告したらやっぱりいじめ防止法に則ってちゃんと、しかも、財産上の重大被害が生じているともし考えるんだったら、重大事態として、28条1号案件でやらなきゃならないとかいう話になってくるので、結局、被害者の方の意思に基づいて、対応しなければならないというか、多分、今もう実務上そうなってきた感じですね。

#### 【出川会長】

わかりました。ありがとうございます。論点のところ、この次第にあります20ページのスライドの、「いじめの行為を整理し、『冷やかし』『からかい』などの具体的な分類とそれに対する対応指針を明確にする必要があるのではないか」ということですね。今お話いただいたいくつものこともありますけれども、これについてはどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

具体的に、先ほど法律的にはご本人が申請をし、また保護者が重大事態といえどというようなこともお話がありましたけれども、今後の指針等に関しては、行為というのを記していく必要があるのかとか、ガイドラインも含めてこれについては何かご意見等ございますか。末富委員。

#### 【末富委員】

熊本市のいじめの方針をどうするかなんですけれど、今も国の法律とガイドラインそのままなので、もういじめられた側がいじめだと認識して、申し出ればいじめになっているので、それはもう認定せざるを得ないです。逆にそこを整理する場合にも現行法しかないもので、そこをどうやって分類するかということにも尽きるかなとは思いますが。ただ冷やかしやからかいみたいなものを容認することが、いじめをどんどん深刻化させていくことはもう学校現場もよくご存じなので、大阪の「学校安心ルール」もそうですけどやっぱりレベル分けをしていったほうが良いとは思っています。

それから、先ほどのいただいた論点の最後で、双方が被害者として訴えた場合、学校や教育委員会はどうか対応すべきかなんですけれど、神内さんのおっしゃった通りで、日本では学校・自治体が調査しているばかりかなんですよね。イギリスの場合には、加害者がどうやって行動を改善するかという方向にフォーカスがされます。だから、被害者を保護しながら加害者

の行動を改善すると。そうするとこの場合AさんBさんCさん全員が行動改善プログラムの対象になるので、どう対応すべきかと言ったときに、何か双方の事案を調査することにリソースを使いすぎなんじゃないかと。ちなみに日本のいじめ防止対策法も、文科省ガイドラインでも、改善プログラムを作って実行しましょうみたいなことってないんですよね。しかもその改善プログラムを作るときにも、学校や教育委員会に権限が付与されていないです。逆に言えばそこに、自治体独自でのルール整備の裁量は、成り立つはずなんです。という意味では、そっちにリソースを割いた方がよくないですかね。

まず改善プログラムで、例えば1ヶ月、まず1週間様子見て、「みんな、行動改善できましたか」。そこにおそらくスクールカウンセラーだったり、或いは学校外の関係者の関わる方がアセスメントが適切に関わる。これはもう先生たちは第三者ではないのと、アセスメントの専門家ではないので、そこがないから、AさんBさんCさん、こんな長く揉めているのに誰も行動を改めていない。しかも行動を改めさせるのは保護者なんですけど、私も加害者の保護者になってよくわかったのは、もはや子どもが中高生になると、保護者が、私は非常に深刻に受けとめて子どもに言いますけど、伝わる部分はあっても保護者は子どもの行動を管理しきれないわけですよ。学校にいつも一緒に行っているわけではないし。その意味でいうと「保護者が頑張ります」だけでは、何も多分、学校での生徒A、B、Cの行動は改善されないし、結局、ずっと人間関係こじれたままなので、何かその対人関係を良好とまで言わないまでもトラブルを起こさなくする方向に、ちゃんと問題対応、課題対応のルールを整備することの方が大事じゃないですかね。

調査のスキームはでき上がっていて、皆さんもう本当大変な思いで調査されていらっしゃるの、よくわかりますけど、でも生徒A、B、Cは何も変わっていないんだということに尽きますよね。私がこの事案を見て、だったらA、B、Cがトラブルを起こさないように、自分たちで行動を改善していけるようにするという方向にフォーカスして、そこはやっぱり教育の専門家である先生方の専門性の発揮のしどころじゃないですか。

だけど、先生たちが行動改善プログラムを作らせてやらせる、だと必ずまた保護者とトラブルが起きるので、そこにおそらく専門職であるスクールカウンセラー等の関与があると、また違ってくる。先生たちは、「その改善プログラムに従って場面場面でこういう関わりを心がけていってくださいね」って専門職から言われると、先生たちも動きやすいですよ。というふうな分担ができるといいなあということを思っていました。

なので、ひたすら調査して、事態は何も変わらず終わることを変えていきたいですよ。自分の行動とか考え方にフォーカスして、この場面でこうされたら嫌だったなみたいな捉え方だったり、何で自分はこの場面で誰かのことをこそそそ言ってしまうか、という別の感情が媒介しているからなんだというふうな典型的な認知行動療法ですけど、そっちの方がちょっと入るだけで多分、3週間後のA、B、Cの言動が変わったかもしれないというふうに思いました。

なので、アプローチの仕方を調査じゃなくて、イギリスの用語で言うとサポートですね、

行動や考え方がちゃんと改善できるような、加害的な言動をしなくて済むようなサポートをしてはどうでしょうか。アセスメントのルートを学校だけに押し付けない、特にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職関与をしながら、そのプログラムを立てていけるといいかなと思います。この場合多分、軽微な事案ですが、実際の事案に即すと専門職もすごく体力いるのかなとか思っていたんですけども、ぜひ江崎委員に教えていただきたいなと思います。

**【出川会長】**

江崎委員、お願いします。

**【江崎委員】**

今おっしゃったこと、すごく私も賛成です。双方が被害者となっているというところもあって、今までの経験の中では謝罪会をしても何も変わらない、「かえって事態が悪くなるから先生には知らせないで欲しい」とか、「親に言わないで欲しい」とか、そういう声もたくさん聞いています。何が大事なのかというと、やはり行動変容に繋がるようなアプローチというのが一番現実的なのかなというふうに思っていて、もう今できているシステムということ言えばさっき言ったような、発達支援センターみたいなところでのアプローチが細々とあるということだと思うので、もしその学校内でそういう活動ができるというようなところが、熊本市独自であるとするれば、学校や教育委員会がどう対応すべきかというところと言うと、やはり子どもたちの行動変容に繋がるようなソーシャルスキルの獲得のために協力をする、というような専門家を上手に活用していくというところがあれば、多分、そのプログラムを作るところから熊本市の独自色を生かしながら、謝って、「はいもう和解しました、終わり」とかじゃなくて、じゃあどうすれば、「また続いています」とか、「同じようなことがあって何も変わりません」じゃなくて、より良く、ほどよい距離感を保てて、人間関係が構築していけるのかどうかみたいなのところの見通しが持てる、子どもがそういう見通しを持てるとか、保護者がそういう見通しを持つということができれば、「クラスを変えてください」とか「誰々とは一緒に嫌です」とか、そういうことではなくて、誰と一緒になくても、自分がやっていける力を身につけるとか、或いは嫌なことがあったときにどんなふうに対処すればいいのかとか、そういうところのスキルを持つと、いじめではあっても、いじめをどう自分がうまく乗り越えていくのか、自分1人じゃなくて仲間と一緒にとか、そういうことも含めて対応ができていくのかなというふうに思います。やはりその原因とか、どんなふう次第が進んでいったのかみたいなのところの客観視というものももちろん大事ですけども、子どもたちのためには、今後、これからどう生きていくかのところのサポートという意味で、少し分けて、そこのところを考えていくというのも必要かなというふうには思いますし、またそこは多分、専門家の一員としては、研修を重ねながら、より良い支援ができるようにしていくことは可能かなというふうには思います。

**【出川会長】**

ありがとうございます。神内委員。

**【神内委員】**

私がちょっと結構気になっているのは、そうだとすると、いじめ防止対策推進法ができる前の、もし法律がなかった時代は、この事案ってどう対応したのかというのが気になるんですよね。多分、参考資料の3の最初のところ「担任が、生徒A、B、Cや周りの友だちから話を聞き、事実を確認したため、個人指導や学級指導を行った」というところで、ここで、普通に能力のある先生だったら結構取めている気がするんですよ。

それで、次の1行が気になるんですよ。「その後も生徒Aの母から」って書いてあるじゃないですか。そこがちょっと気になっていて、結局子ども本人じゃなくてここから親が出てくるわけですよ。そこが、この法律のできた後の対応を難しくしているんじゃないかというのちょっとあって、結局、保護者が先走ってしまうところがあるのは、法律の存在もある。あといじめという言葉を使うと変な誤解を招いちゃうから、当事者にとってはすごく重くなってくるので、文科省もそこを考えて、被害者、加害者という言葉を使わずにいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒みたいな感じで、ぼかして指導する方針になっていると思うんですけども、実は法律が結局、教育的な対応というか、或いは末富先生とか江崎先生がお話されたいろんな多角的なアプローチを、逆に阻害しているような気がして。そこをもう少し何か議論して多分ガイドラインでそれを投げかけるのは難しいかもしれないんですけども、法律はこう書いているけれども実際は多角的なアプローチも否定しているわけじゃないという感じで、それこそ、今までの教員の教育的指導にもいい面は絶対あったと思うので、それをちゃんと、もう少し尊重するというか、それも1つの選択肢として考えていくとかいう感じの方向性を示していくのがいいのかなと、議論を感じてちょっと思ったところですよ。

**【出川会長】**

吉田委員お願いします。

**【吉田委員】**

先ほどから話題になっています、20ページの②の行為を整理することについてです。例えば、具体的に教育委員会が対応されている様々な問題について、その原因、経過、さらに結果までの情報を収集し続けることが必要だと思います。今はA Iの時代ですから情報量が多くても、その分類や整理はできると思います。

そうした集約された事実に基づく結果があれば対人的なものからコミュニケーションの問題、行動の問題など様々な分類にまとめられるでしょう。こうした内容を指針の本文に含めるかどうかは別にして、いじめの実情を伝える情報として付表のような形で付ける。その

うえで、新たな方法を追加してバージョンアップする。

指針は決めると、短期的に変えるわけにはいかないでしょう。そこで、付表を時々刻々と充実させていくこととなります。これが熊本市で問題になったいじめの事例ですよというリストをつくっていくわけです。その際、大阪のように深刻度の段階にすると、これは軽い、こちらは重いと受け止められるといけませんから、水平的な感覚で整理できるといいでしょう。つまりは、これは全部がいじめなのだとして受け止められるような表示の仕方を工夫したいものです。先ほど言いました成功事例、失敗事例についても方針の本文には入れづらいとすれば、付表でいいかもしれません。

私、お話ししていて思いついたのですが、X Y軸で例えば横軸を本人が意識している、していない、縦軸は、言動など目に見えるとか、聞こえるものから、見聞きできないものといった図式化できないかと思いました。それを使って、本人が意識していなくても、あるいは外から見えても見えなくてもいじめに該当するものがあるといった指導をするわけです。指針ということだと児童生徒は見ないことが前提になっているかもしれません。しかし、こうした工夫を加えて児童生徒も、そして保護者も必見のものにしたいですね。先ほどご意見がありました、児童生徒や保護者の意見も取り入れることで、関係者全員の参画意識が高まり、指針が役立つものになるでしょう。

#### 【出川会長】

他にはいかがでしょうか。打出委員お願いします。

#### 【打出委員】

吉田先生のお話を聞いて、学校現場は、今の図表をつくれればすっきりしてくるんじゃないかなと思います。本当、文字だけだと、この基本方針もそうですし、解釈の仕方でいろいろとられてしまうので、図で表すと、何かすっきりするかなあと、今イメージして思いましたので。これも、学校現場の思いです。

#### 【出川会長】

いかがでしょうか。西村委員。

#### 【西村委員】

重大事態も、こんなふうに、こども同士がこれからも学校生活を継続する場合というものは、また同じ重大事態でも扱いは変わってくるかなと思います。学校や委員会が介入すればするほど、きっとこの戦いは続いていくのではないかと思います。そこで、双方に落としどころというものをご提案することも必要かなと思います。ここまで改善すれば、よしとする。例えば、どうしたいのかというのを聞く必要がありますよね。仲直りがしたいのか、それとも教室で学びたいのか、少し距離を置いて心を落ち着けて生活をしたいのか、本人がまず自

分を見つめることも必要だし、聞き取って対処していくことも 1 つの方法ではあるけれども、解決をしていくためには、こういうゴールがあるよというような、提案なり、そういうものも必要なかなあとと思います。

こどもたちが今からも同じメンバーというか、同じ学校で過ごしていくということを考えたときに、こういう解決策があるんだよ、こういう方法があるよというものを、学校も共に考えていって、それこそやっぱり、文字にしてお知らせするということも必要かと思えます。それで、保護者同士の対立を学校で請負うのはここまでということも、そうすると言えるのかなと思います。ただ、やりながら言ってもなかなか難しいので、やっぱり、「事前に、こういう方法で対処していきます」というものの何か説明というのはやはり必要なんじゃないかなと思います。

#### 【出川会長】

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。南部委員、お願いします。

#### 【南部委員】

今、西村委員がおっしゃったことは本当にそうだなと思いました。やはり、ゴールを設定するってすごく大事で、被害の訴えに対して、加害者は納得しないかもしれないけれども、被害者が思うところのゴールには納得するかもしれないという、その視点で組み立てていくと、割とぐちゃぐちゃになった事実関係もほどけていくのかなというふうに思いました。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。末富委員、お願いします。

#### 【末富委員】

謝罪会についてなんですけど、一般的な手法なんだと思って、私ちょっとさっき質問してびっくりしたんですけども、やっぱり前回お話したのは修復的なアプローチをとるときにも、この謝罪会というスタイルではないかなというふうに思いました。このやり方をしてしまうと学校が非常に負う責任が大きくなるのと、いろんな持ち方があるってことでしたけど一応加害しているとされた方が、2人の生徒と2家族いるわけじゃないですか。そうすると被害者の方が数の上で劣勢に立たされてしまうので。ちなみに言うとBさんとCさんは別に、お母さん同士普段そんな仲良くなくてもこういうことが起きるとあつという間にLINEで情報交換をして結束をするので、ということ考えると、ちょっとこの謝罪というか、今後どうしていきたいかと言ったときに生徒Aさん、すごく嫌な思いだったり、でも生徒Aさんもしてしまっているわけで、生徒BさんCさんもすごく嫌な思いをしていて、でもそれをずっとやりたいたって聞かれたら、それは皆そうじゃないはずじゃないですか。

何かそういう問題解決的なアプローチはこういう一堂に会しての謝罪の会ではないと思うので、その辺りのよりよいアプローチの仕方については、熊本の現場でもいろんな工夫をされていらっしゃると思うので、事例をちょっと共有されていかれると、それも学校や保護者にも「こういうやり方でお話し合いを持たせていただきます、いくつかのパターンがありますよ」というふうに示しておけると、うちの子の場合このやり方、正面切って私は物を言いたいのか、いわゆる謝罪会のスタイルなのか、それともやっぱり相手が結構いっぱい来ると怖いなど思っている場合にはまた別の持ち方があるとか、そういうふうに保護者も、児童生徒も、具体的な問題解決の手続きが見えるようにしておく、安心感が高まるかなと思います。

#### 【出川会長】

打出委員をお願いします。

#### 【打出委員】

謝罪の会は、今、末富委員が言われたように、学校現場は大体、被害者側にしっかり寄り添って、どうしていきたいか、まずはこどもの話を聞く。そして保護者もどういう思いを持っていらっしゃるか。大体、一斉にすることはあまり経験していませんね。やはり個別に対応していくと。

ただ、保護者によっては、「関係者全員呼んでほしい」、そういう保護者も正直いらっしゃいます。そして、「みんなの前で私たちに謝りなさい」というところもあるんですが、ただその時は、私たちはそういうやり方をやっぱり避けたほうがいいと思っていますので、保護者の思いを大切にしながらも、私たちの思いもお伝えしていきます。「こうした方がいいんじゃないですか」と。ただ、そこを主張される場合には、私たちもそこを尊重しながらやっていくんですが、基本はやはり個別、そして一番はこどもがどうしたらいいか。だから、保護者によっては、「いや、もうこども同士でお話をさせてもらっていいです」、「いや、親同士、親もちゃんと連れてきてほしい、両親連れてきてほしい」というところもあられるので、今、私たち学校現場としては、やはりその被害者の思いをしっかり聞いてやっていくというところですね。

ある先生が言われたんですが、「謝罪」、罪を謝る。とてもなんか重いですね、言葉が。その時は、その先生が言われたのは、お詫びの会。言い方はいろいろあるんだと思うんですけど、謝罪というとなんか子どもたちにとっても大きいし、やはり、保護者にとっても大きい。ただ、被害者側からするとそれだけのことをやったんだからという捉え方がまた違ってくるかなと思いますので、学校現場としては、元に戻るんですけど、保護者、そしてこどもの思いを聞きながら、こういう会を開いていく。もう、解決するとか、子どもたちにとって良いようにするための会とかその場ですので、保護者ともしっかり話をしながらやっていかなければならないかなと思っています。

【出川会長】

ありがとうございます。神内委員。

【神内委員】

ただこの事案、本当に見ていると、途中からもう生徒 A 本人は出てこなくなるんですよ。そこが特徴なんですよね。結局、最初の話で「その後も生徒 A 母から架電や手紙が続き」と書いてあって、そのあとも生徒 A 母から手紙があり、あと生徒 A 母から教育委員会に訴えてきた形で、生徒 A 本人は全然出てこないんですね。

こういうときに、保護者の方に対して、まずちょっと、「お子さん本人の意思が一番重要なので、それを聞いた上で学校としては対応させていただきます」という形のことをしっかり伝えていかなければならないと思うんですけども、それこそまさに、その保護者の人もそこはちゃんと考えてくださいと。だから、「学校のやっていることについて、そこはちゃんと、保護者の方も見ておいてください」という感じのことを、ちゃんと示す必要があると思うんですよ。途中から保護者ばかりで全然子ども本人が出てこなくなるケースって、ちょっと歯止めを利かせないと駄目だと思うので、そのあたりがすごくこの事案に関しては気になりました。

【出川会長】

ありがとうございます。江崎委員、お願いします。

【江崎委員】

謝罪とかを要求されているところの保護者の方って、非常に保護者の方が傷ついていらっしやるということがあって、謝ってもらいたいということをおっしゃることが多いと思います。でもその時に、子どもたちはやっぱり自己回復力があるので、そして一緒に生活していく仲間という意識もあるので、子どもたちは意外に乗り越えていたりするということも多いかなと思います。そうすると保護者の方の教育とか、保護者の方のケアとか、というところで先生たちが非常に疲労されるというところがあるので、やはりそこは少し切り分けて、そういう傷ついたご家庭への支援みたいところで、謝罪という、そういうお詫びの会とかというよりは、お母さん、お父さん、保護者、おじいちゃん、おばあちゃんも含めてでしょうけど、そこを少しフォローしていくような、そういう支援も必要なのではないかというような、そういう視点があればいいのかなというふうに思います。もはやそこは学校教育でするところではないと思いますので、切り分けて考えていく必要がある。

でも「それは学校ではしません」というふうに言うと、また余計保護者の方たちが不安になるので、こういうシステムになっているというところを、ご案内していくというような、そういう指針になると、学校や教育委員会がどう対応すべきかというところが少し明確になるかなというところと、お互いに被害者であれば、1事案じゃなくて2事案にすればいいこ

とですよ。こちらが加害でこっちが被害の事案と逆の事案というふうにして、それで、それぞれに支援が入るといところが、学校内じゃないところでサポートする組織があるといところができればいいのかなというふうに思いました。

**【出川会長】**

ありがとうございました。よろしいですか。最後お願いします。

**【西委員】**

小学校もいろんな事案があって、先ほど言われたように、こどもたちはもうおさまっているんだけど保護者の方が、というところは、かなりウエイトを占めているのかなと思います。ただその中で、連絡を入れたときに、「こういうことがあったんですか、すいません、その保護者の方にちょっと謝りたいので連絡先を教えてくださいいいですか」と言って、もう保護者同士でも、終わってしまうようなケースもありますけども、なかなかお互い謝らないとか、そういうときにやはり学校が間に入って、「学校でちょっとお話し合いの場を持ちましょうか」というときに、第三者的に学校とちょっと中立的な立場の方をお迎えしてとかいうようなこともありました。

ある程度時間を決めるとか、その辺を明確にしている、どうしても、特に、小さな地域とかは、やっぱりお互いこれからも長く顔をつき合いながらやっていくところなので、できるだけそういうもやもや感がないように、学校としても、保護者同士のそういうもやもや感を解消していくようなことはやっていると思います。ただ、それがもう永遠に続くと、やはり学校現場も疲弊しますので、「これ以上はもう、他の機関にちょっとお願いします」というようなことをしっかりこれから伝えていければいいかなと思っております。

**【出川会長】**

ありがとうございました。それでは時間になりましたので、事例3についてはここまでにしたいと思います。この場で言い尽くせなかったご意見に関しましては、後日メールで、事務局までお知らせください。

それでは、後半の審議の方に移っていきたいと思います。事例4の第三者委員会についての説明を事務局の方からお願いいたします。

**【総合支援課 勝田課長】**

～事例4説明 省略～

**【出川委員】**

ありがとうございました。今事例4の第三者委員会について事務局よりご説明がありました。この事例について、何か質問等がある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、そのまま質疑応答の方に入りたいと思います。この事例について、ご意見をお聞かせください。ご意見いただきたいポイントをご参考にご意見をいただければと思っております。

次第にありますスライド 21 の、1、2、3 とスライド 23 の 6 の方にも、審議していただきたい論点というのが書いてありますので、同じようなことですが、こちらの方も見ていただき、ご発言をいただければというふうに思います。末富委員。

#### 【末富委員】

まず意見を言いやすいポイントから言うと、活動に対して全く見合った報酬になっていないので、私も引き受けていませんが、参考資料 5 の方にお医者さんであれば日額 3 万円みたいな基準がありますので、いじめの調査というのはそれなりに専門性高い方が選ばれて任務に就かれますので、適用の報酬の基準を医師等の枠に入れて差し上げたらどうかなあとは思いました。

あとは、この第三者調査を立ち上げるかどうかのときに、要するにいじめとの因果関係がわからないということのように読めましたが、いじめとの因果関係を検証することも第三者委員会の役割なんじゃないかなあとと思うと、これはもう立ち上げざるを得ないとは思いますが。ただ、心身の不調といったときに、例えば医師の診断書みたいなものがあるかないかみたいなことはちゃんと確認したほうがいいですし、第三者調査でもしないとなったときに代替の手段は学校の調査でいいのかどうかというのもちょっと難しいところだなあとということですが。

なので、第三者委員会の設置の基準が必要であるにしても、例えば診断書があればいいのか、それとも例えばですがこども家庭センター等での家庭の状況のアセスメントみたいなことも必要なのか、というようなことも含めて、多分、安易に第三者調査に行かないように、ある程度家族関係の調査も事前にするみたいなことなのかなと思います。でもそうすると本当に深刻ないじめ被害が起きている場面で、被害者当事者やご家族にかなり多大な負担をかけてしまうので、そのことが本当にいいのかなと思いつつ考えていました。なので、何かの不調のアセスメントをするにしても、やっぱり、深刻な事案、真に第三者委員会が必要とされる事案にまでハードルを高めてしまうことになりかねないので、どういう基準ですか。その第三者委員会を立ち上げないときに、学校や教育委員会調査になるけど、それが納得できないから第三者委員会になっているわけなので、何か第三者委員会が設置できませんと言われて、「えっ、じゃあどうなるんですか」みたいに、被害者が置き去りにされてしまいかねない仕組みは、絶対良くないとは思いますが。ただ、第三者委員会を設置しない場合の措置が何かいいものがあるかということも私もちょっと思いつかないという現状です。

【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。神内委員お願いします。

【神内委員】

第三者委員会じゃない方法で、被害者を、被害者の保護者も含めてですけど、納得させる方法って、裁判があるんですね。裁判を使えばいいというのが一番なんですけど、何で第三者委員会を使っているかという、第三者委員会の利用料は、利用する方にとっては無料なんですよね、要するに裁判はお金がかかるけども、その違い。これはやっぱり結構重要なんですよね。

いじめ防止対策推進法がなかった時代は争うなら最初から裁判していたと思うんですけども、私個人もちょっとそのあたりはいろいろ原稿書いたりしていますけれども、重大事態調査という制度自体、そもそも存在意義をちょっと考えていかなきゃならなくて。この調査はそもそも重大性を判断する委員会でもないんですよ。だから、日本語の建付けとしてもちょっと変だし、そういった意味で今も岐路に立たされているのは間違いなくて、結局そこに正面から議論するのが必要なんですけど、政治の場面でできていない。結局、議員立法でもともとできていますから、そこが多分ハードルになっていてなかなか進まないという話だと思うんですけども。

一方では、もうこのままだと、多分、本当に報酬も少ないしリスクも高いので、なり手がなくなるのと、もしなるとしたら今度は質の低い委員になる可能性も出てくるので、結局そういった意味で、いろんな意味でリスクが出てくる場所だと思うんですけど、1つの参考になるかどうかかわからないんですけど、医療事故も結構、実は調査委員会を設置するんですけども、第三者性が結構保たれているんです。その辺りの選定基準とか、選定のプロセスとかをひょっとしたら参考にするといいのかなと思うんですけども、結構医療事故調査は中立性も専門性も両方ちゃんと建付けているんですけども、医療というか医学ってやっぱりサイエンス、科学なので、一応、科学的に証明、検証しやすいんですね。それに対して、いじめの因果関係は検証しづらくて、科学かどうかすごくわかりづらいところがあって、もちろん学問的に言うと科学でできる範囲もあると思うんですけども、でもそれもかなり限られているところがあると思うので。そもそも調査に向いている事項なのかというのがあると思うんですね。だからこそ、最終的に裁判になってくると思うんですけども。もしいろいろと詳細な事実関係とか、それから因果関係とかを知りたい場合は、裁判という手段がありますというのを、逆に学校側から示すというのも1つの手なのかなと思うんですけども、そうすると逆に重大事態にならないケースが増えて、第三者委員会とかの負担が減るかなというふうにはちょっと思ったりしました。

【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。末富委員。

### 【未富委員】

第三者委員会に至る前にできることがあるのを思い出しました。学校でのADRですね。私と神内さん、日本教育行政学会という同じ学会の会員なんですけど、去年10月に神内さんがいらっしゃった部会で、四日市市の学校ADRという仕組みがありまして、これがこどもの学校に関する紛争事項について弁護士会の全面協力のもとで常設組織を立ち上げて、こどもの意見聴取をしながら、例えばですけどこの場合、生徒Bさんだったり学校に対して、要望事項を整理して伝えて調停をしていくという。裁判に至らなくても、当事者間に法律家に関わりながら、調停をしていくというような仕組みで、対決じゃなくて信頼を作るという仕組みであったはずなんですけれども、そういう、学校とか教育委員会に不信を募らせて「第三者委員会に訴えてやる」になる前に、学校に対して、特にこどものアドボケートをするということを、熊本市のこどもの権利サポートセンターもありますので、そこと、法律家の助力を得ながら、第三者委員会に至る前の専門家会議をしながらの問題解決というような道も、考えたほうがいいかなと思います。

特に、四日市市の学校ADRのいいところは、こども自身の意見聴取を重視するので、逆に言うと親御さんの怒りが暴走しづらいといえますか、法律家も一緒に意見を伝えてから、熊本だとこどもの権利サポートセンターも一緒に意見を伝えていって、学校の側とか生徒同士の環境調整もしっかり私たちも一緒に見ていきますよと。要するに保護者が不信を持っている学校に対して保護者もこどもも孤立させないことで、保護者側にも安心感を生むような仕組みかなと思って私も資料を見ていたんですが、多分そういう仕組みを整えることで、「第三者委員会やれ」みたいに至る手前で、事態を改善していく選択肢もあるかなと思っています。

### 【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

### 【西委員】

今「こどもの権利サポートセンター」のことが出てきましたけども、直で、こどもが相談事項をこどもの権利サポートセンターの方にメール、お手紙等いろんな方法で送って、それをこどもの権利サポートセンターの方で丁寧にお返しをしていただいて、ある程度、本人も納得して、というようなことがこれまでもありました。いじめの重大事態調査の図で示したものがあっても、こどもの権利サポートセンターもこれにしっかり明記してありますけども、ここでどこに繋がっているのかということまで、まだ、しっかり明記していないので、「ここから先はこどもの権利サポートセンターにしっかり繋がりますよ」とか、そこをまた明記してあれば、学校もそのことをしっかり周知して、これからもこどもの権利サポートセンターといろいろ連携しながら、できるのではないかなと思っています。

**【出川会長】**

ありがとうございます。この第三者委員会についてのところで、第三者委員会に至るまでにいろんな仕組みを作っておくとか、報酬のこともご意見がありましたけれども、委員を選定する際に弁護士などの専門家の確保が困難である現状をどのようにすべきかというところで、先ほど最後の方にご説明があったときにもお話いただきましたが、費用以外で、どのような形で専門家を確保していけばいいかというところに何かご意見等ございますか。お願いいたします。

**【打出委員】**

第三者委員会の委員を選ぶときに、先ほどあった訴訟ですね。家庭、保護者によっては、訴訟と第三者委員会、両方されるところもあります。そうすると第三者委員会はどのような立場になるのか、もちろんその中には弁護士もいらっしゃるんですが、別でまたそこが立ち上がって動いているという事案もあっています。実際にそうなったときに、この第三者委員会は調査をしていくんですが、最終的にはっきり、「こういう事実がありましたよ、これははじめとして認定します」とかそういう認定のところがあると思うんですが、訴訟裁判になると白黒ははっきりつくところですね。だから実際2つ立ったときに、どう考えるのかなというのを感じています。

もう1つは、熊本市は重大事態になる前の流れを作っているんで、こどもの権利サポートセンターを入れている。先ほどのADR、あれも実際、以前、私もちょっと関わるがあったんですが、そういう制度があるんだと。これも、そこに入れていくのも1つなのかなという感じがしました。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他に何かご意見ございますか。神内委員お願いします。

**【神内委員】**

「弁護士の専門家の確保が困難である現状」というのは、やっぱり一番確保が困難なのは弁護士なんですか。それがちょっと気になったんですけど。

**【出川会長】**

事務局の方はいかがでしょうか。

**【総合支援課 勝田課長】**

確かに弁護士の方々の選定という難しさはあります。

**【神内委員】**

おそらくなんですが、利益相反行為の禁止があるので、1度相談を受けた事件が受けられなかったりという形で、例えば、先ほど話もあったように、訴訟をやっている弁護士は、まず第三者委員会の弁護士になれないですし、選ぶ建付けとしても限られているということですよね。これは弁護士という仕事の問題だから、結構、難しいかなというところがありますね。

**【吉田委員】**

私の個人的な理解では、団体としてお願いをされると、弁護士さんに限らず、選出が厳しい印象を受けています。大学の教員の場合は、そうした団体がありませんので、いわば一本釣りというか、個別の対応になりますから、相当な回数を担当された方がけっこういらっしやいます。

**【出川会長】**

今は団体にご依頼している形ですね。

**【吉田委員】**

法律で悩ましいのは、まずは学校で解決しなさいという流れになっています。その上で、双方の保護者がいさかいを起こさないようにとまで法律に書いてあるわけです。その上で、28条などが続くわけです。こうした流れを抜きにして委員会を立ち上げるというのは難しいように感じるのですが、どうなのでしょう。

**【神内委員】**

ガイドラインが、結局、「保護者の申し立てがあれば、重大事態の疑いがあると認めて調査をするものとする」というふうに確か書いてあるので、あの一文がすごく重いんですよね。あれが結局すべてを動かしているというか、あれがもし、例えば例外的にこういう場合は重大事態の疑いがある場合に当たらない、とか、そうした解釈基準があればよいのですが。ガイドラインだから解釈の基準であるべきなんですけど、逆を言えばガイドラインは法律本体ではないんですね。

だから例えばですけど、別にその文科省のガイドラインが本当に全自治体を拘束するかというと、法律とは違うのでそういうわけじゃないと思うので、本当に「熊本市はこういう基準でやります」と言っても、それが多分裁判で排斥されるかということと多分そうではないと思うので、そこはだから、やりようによっては、「原則としてこうだけでも例外的にこういったところは、重大事態ではない扱いをします」という形のことを決めること自体は、個人的にはできるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりは今後作る方針でどう決めていくかだと思うんですけども、その内容によっては、この第三者委員会とか学校の負担が少

し減るかもしれないですし、一方では、多分、被害者の方にとって見たら選択肢が奪われるというふうに思われることも出てくるかもしれないので、そこで、先ほど話の出た ADR を設置することによって選択肢を逆に増やす感じも 1 つの手かもしれないんですけど、ADR は本当地元の弁護士さんとかにかなり協力してもらわないと、結局実現ができないので、結果的に今回の第三者委員会の選定と同じような形でやっぱり弁護士が足りないという、そういう問題が出てきたときにどうするかという話になるかと思うんですよね。それがちょっとやっぱり気になるというか、怖いですね。

#### 【出川会長】

ありがとうございました。他にはご意見いかがでしょうか。

それでは、ご意見ありがとうございました。この場で言い尽くせなかったご意見に関しましては、事例 3 と同様に、後日メールにて、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、本日の審議は以上になります。次回は来年度の開催になりますが、日程、内容につきましてはこの後事務局からご説明があります。お気づきのことがありましたら教育委員会事務局の教育改革推進課の方にご相談ください。

また、最後になりますけれども、本日の審議の議事録につきましては、事務局で作成後、委員の皆様へ送付されそのあとご確認いただきます。その後、私の方で、前回同様に最終確認を行い確定とさせていただきます。

皆様のご協力でスムーズな進行をすることができました。大変ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

### 3 報 告

#### 【教育改革推進課 須佐美審議員】

～報告 省略～

### 4 諸 連 絡

～省略～

### 5 閉 会

～省略～